

# 神戸海洋博物館条例施行規則（案）について

## 1. 規則制定の趣旨

神戸海洋博物館条例施行規則（案）は、神戸海洋博物館条例（令和元年9月条例第24号）の各規定を受けて、神戸海洋博物館の運営に関して必要な事項を定めるものです。

## 2. 意見公募手続の対象となる規則案の概要

### （1）使用の許可について（条例第5条）

使用の許可を受けようとするものは、あらかじめ使用申込書を提出する。

### （2）施設の使用にあたり、料金を収受する又は営利目的で施設を使用する際に必要な届出事項（条例第6条）

入場料金、事業内容など

### （3）施設内で禁止される行為（条例第13条）

危険な行為、他人の迷惑になる行為など

### （4）指定管理者の指定に係る書類について（条例第17条）

指定申請書、事業計画書、人員配置計画、収支予算書、登記事項証明書など

### （5）開館時間について（条例第18条）

・午前10時から午後5時

・ただし、指定管理者は市長の同意を得て変更することができる。

### （6）休館日について（条例第18条）

・12月29日から翌年1月3日まで

・月曜日（祝日と重なった場合はその翌日）

・ただし、指定管理者は市長の同意を得て変更することができる。

・講堂及び研修室は、12月29日から翌年1月3日以外の日に使用することができる。

## 3. 規則の公布予定日

令和元年12月中